

## 平成21年第3回砂川市議会定例会

平成21年9月16日（水曜日）第3号

### ○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

日程第 3 議案第 8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第10号 平成20年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成20年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第16号 平成20年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

日程第 6 報告第 1号 平成20年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 2号 平成20年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

日程第 8 報告第 3号 平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

日程第 9 報告第 4号 監査報告

報告第 5号 例月出納検査報告

日程第10 意見案第1号 道路の整備に関する意見書について

閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

吉 浦 やす子 君

小 黒 弘 君

日程第 2 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 3 議案第 8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 10号 平成20年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第 11号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 12号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 13号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 14号 平成20年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 15号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 16号 平成20年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

日程第 6 報告第 1号 平成20年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 2号 平成20年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

日程第 8 報告第 3号 平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

日程第 9 報告第 4号 監査報告

報告第 5号 例月出納検査報告

日程第 10 意見案第 1号 道路の整備に関する意見書について

○出席議員（14名）

議 長 北 谷 文 夫 君

議 員 矢 野 裕 司 君

増 田 吉 章 君

中 江 清 美 君

副議長 東 英 男 君

議 員 武 田 圭 介 君

飯 澤 明 彦 君

吉 浦 やす子 君

一ノ瀬 弘 昭 君  
土 田 政 己 君  
小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君  
辻 勲 君  
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	善 岡 雅 文
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 技 監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	善 岡 雅 文
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗井久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員（登壇） 通告に従いまして、質問します。

大きな1番、介護支援ボランティア制度について。本格的な高齢化社会を迎える中で、砂川市においても多くの高齢者の方がみずから介護支援などのボランティア活動に参加しています。ボランティア活動に参加することは、心身の健康保持や増進につながり、介護予防にも大きな期待が感じられます。そこで、介護保険制度における地域支援事業として市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になりました。この事業を全国に先駆けて実施しているのが東京都稲城市ですが、具体的には介護支援ボランティアの活動に応じてポイントを交付、ポイントは1,000ポイントが1,000円で、1年間に5,000円を限度としています。蓄積したポイントを利用して介護保険料や介護サービス利用料に充てることもでき、実質的な保険料負担軽減にもつながるものです。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加や地域貢献にもつながるなど介護予防にも役立つというものです。ことしの4月現在で全国的に見ると、導入予定を含めて30市町村で取り組みが広がっています。まだ試行的な状況に近いと思われますが、地域支援事業交付金などを活用する中で砂川市において最も適切な実施方法を検討すべきと思うのですが、その考えについて伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） ご質問の大きな1、介護支援ボランティア制度についてご答弁を申し上げます。

少子高齢社会が進展する中、高齢期になっても住みなれた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくり及び支援体制を構築することは、きわめて重要と認識しております。このことから、本市においては介護保険制度の中で地域支援事業に取り組み、ふれあい講座、高齢者軽スポーツフェスティバル、介護予防教室などの介護予防普及啓発事業やいきいき運動推進員支援事業、生活支援、ホームヘルプサービス等の地域介護予防活動支援事業、配食サービス、高齢者住宅ホームヘルパー派遣事業などの地域自立生活支援事業などの推進により、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりなどに取り組んでいると

ころであります。このような中、厚生労働省は高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みは介護保険法に規定する地域支援事業の介護予防事業の活用としては可能であるということで、平成19年5月に地域支援事業実施要綱を改正したものであります。

ご質問のありました東京都稲城市の介護支援ボランティア制度の内容について、詳細な部分を含めてご紹介させていただきますと、稲城市では高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励、支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、生き生きとした地域社会をつくることを目的に、市の実施要綱を制定の上、平成19年9月から試行を開始し、平成20年度から実施しております。具体的には、介護支援ボランティア活動に参加しようとする65歳以上の介護保険第1号被保険者の方は、最初に管理会社である社会福祉協議会に介護支援ボランティアとして登録をいたします。そして、介護支援ボランティア手帳の交付を受け、市が指定する事業所や社会福祉協議会で紹介してもらった事業等でレクリエーションの補助、お茶出しや食堂内の配ぜん、散歩、外出などの補助、話し相手、草刈り、洗濯物の整理などを施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動などのボランティア活動を行い、その活動時間に応じて活動場所である事業所等でスタンプを押してもらうこととなります。これは、1時間に1回、2時間以上または2カ所以上は2回となっております。そして、翌年度にスタンプ数に応じて社会福祉協議会で評価ポイントの付与を受け、市へ評価ポイント転換交付金の交付申請をするということとなっております。付与される評価ポイントは、10回から19回が1,000ポイント、20回から29回が2,000ポイント、30回から39回が3,000ポイント、40回から49回が4,000ポイント、50回以上は5,000ポイントとなっております。市は、保険料に未納や滞納がない場合、社会福祉協議会へ適格者であることを通知し、社会福祉協議会が評価ポイント数に応じて評価ポイント交付金を口座振り込みにより交付するという流れであり、交付金を受けた方がそれを保険料の一部に充てた場合、結果的に保険料の軽減につながるものであり、評価ポイント転換交付金は1,000ポイント当たり1,000円で5,000円が上限となっております。この制度につきましては、介護保険に関心を持つきっかけになる、ボランティアへの参加を通じてやりがいを持つ、介護が必要な状態になるのを予防できる、介護給付金の減額にもつながるといった賛成意見がある一方で、さまざまな事情からボランティア活動に参加したくても参加できない高齢者もいることから、だれもが参加できるわけではなく不公平である、本来ボランティア活動とは無償のものであるといった意見もあるようでございます。

介護支援ボランティア制度ではございませんが、本市におけるボランティア活動の状況といたしましては、砂川市社会福祉協議会が中心となってボランティア事業を実施しております。事業内容といたしましては、日常生活の援助を必要とする高齢者等に住民参加型在宅福祉サービスとして登録された有償ボランティアである提供会員により家事援助、外

出介助、通院介助、話し相手などのサービスを行う市民ふれあいサービス事業や除雪を必要とする障害者、高齢者世帯等を対象にボランティア団体の協力による除雪活動を実施する除雪ボランティア活動等の事業を実施しております。また、ボランティア育成援助事業として市民を対象としたボランティア講座であるいきいき福祉学園の開催や市民ふれあいサービス提供会員研修、高校生を対象としたボランティア体験学習、わいわいキャンプを実施しており、いきいき福祉学園を受講された方の中には、社会福祉協議会が地域福祉推進事業として実施しているいきいき広場にボランティアとして参加されている方もいらっしゃいます。

砂川市社会福祉協議会では、住民一人一人の自発的な意思に基づき、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動などに携わるボランティア活動は、市民一人一人の住民が身近なところで必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援する地域福祉活動の重要な担い手であると考えており、現在実施しているボランティア活動振興事業のより一層の拡充を図っているところであります。本市におきましても介護保険料上昇の抑制につながる介護予防の促進、また地域に眠るマンパワーを引き出してボランティア活動の推進を図っていくことは大変重要なことと考えておりますが、介護保険事業としての介護支援ボランティア制度につきましては先ほどもご説明いたしましたように、さまざまな意見があるという現状やこの制度に取り組む自治体が全国的にはまだまだ少ない状況であり、道内でも取り組む自治体がないといった現状にあることから、介護支援ボランティア制度導入について近隣市町の動向を注視しながらボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会とも協議を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、2回目の質問をします。

今稲城市の状況、あと砂川市の状況を話していただきました。私もこの介護支援ボランティア制度を取り入れているところの内容をいろいろ調べてみまして、稲城市については今説明がありましたけれども、稲城市が始まって間もなく視察に行った方がボランティアの代表の方と懇談したときに、何が一番ボランティアをやっていて人気があるのですかと聞いたところ、編み物が楽しみだというふうに答えたそうです。編み物をするボランティアもあるのだなというふうに思ったのですけれども、ほかの地域でもそれぞれいろんな内容のボランティアを項目として挙げているところがあるのですけれども、そのまち、そのまちでその地域に合った内容が考えてされているのですが、稲城市でなくてほかの地域のところでは、例えばグループホームにボランティアに行く、大正琴の演奏をする、そういう活動だとか、あと利用者の見守り支援、また話し相手、話し相手は先ほどもありましたけれども、それぞれその地域で考えていろんな活動の内容が決められているということな

のです。

それで、私も砂川市のボランティアのやっている方々にもいろんな意見を聞いてみました。確かにボランティア活動ですから、今もお話がありました何か見返りを求めるのはおかしいのではないかという意見とか考え方もありますけれども、社会福祉協議会に登録している長年ボランティアをやっている会長さんにお話を聞いてみましたら、本当に長い間やっている方なのですけれども、そのやっているボランティアの方々が高齢化になってきているということです。それで、新しく入る人も最近はいないということで、このままでいくと皆さん高齢化になってきて、足が痛かったり、腰が痛かったりしてきているので、消滅してしまうのではないかというふうにすごく心配されていた会長さんがいらっしまして、本当に現状は大変なのだなど。いろいろきちっと仕組みはできているのですけれども、私も介護予防の運動をするボランティアに所属していますが、老人クラブとか、いろんなところに行って介護予防の運動をしているボランティアなのですけれども、そのボランティアも60代、70代、80代の方が一生懸命自分のためにもなるということで活躍されていたのですけれども、ここ二、三年で体調が悪くなった方というのが何人かいらっしまして出てこられなくなったりして、すっかり人数が減ってしまって、本当に一人一人の負担がすごく大きくなってきています。ということで、現状は本当に厳しい状況があります。

社会福祉協議会では、今お話ありました毎年1年に1回、ボランティア講座を行っているというふうに聞いています。そのほか社協だけでなく、認知症の家族の会も砂川にはありますけれども、その認知症の関係でもボランティアが必要だということで、包括支援センターでは来月あると聞いたのですけれども、認知症ボランティアサポート研修が行われるそうなのです。そういうことで、いろんなところで、社協だけでなくいろんなところでボランティア研修が行われていたりしてしまして、意識は高まってきていると思うのですけれども、いろんな高齢化という現状もありまして、今後は本腰を入れてそういう研修を受けた方が実際にボランティア活動ができるようになっていかなければならないと思うのです。それで、どういうところでボランティアをしたらいいのかという、そういう場所なんかもお知らせするだとか、そういう具体的な取り組みをしていかないと、研修をたくさん受けた方がいても次にその研修を受けてボランティアをできるようにしていかなければ、ボランティア人口はふえていかないのではないかなというふうに思います。今現在そのボランティアに入る方が少なくなっているという声も聞いたのですけれども、またボランティアを必要としているところも今すごく多いのではないかなと思います。世田谷区でもこの介護支援ボランティア制度を始めたのですけれども、この世田谷区の間違った考え方はどうして始めたかといいますと、ボランティアを必要としている人が多いということで、世田谷区では高齢者、元気な高齢者の方が外出する機会を持たずに家に閉じこもりがちになる一方で、介護の現場では高齢者の知識とか経験を必要とする活動も多いということで、

そうした背景から地域活動を希望しながらも何をすればいいか、わからずにいた高齢者の方を後押しをするという、そういう意味でこの介護支援ボランティア制度を取り入れたそうです。

私も市民相談を受けた中で、ボランティアの方がいたらなと思うことがあったのですけれども、あるひとり暮らしの方なのですけれども、80代の方で介護1、介護度1の方です。週1回、家の中の台所の後片づけだとか、家のお掃除だとか、自分でできないので、ヘルパーさんに来てもらって週1回そういうサービスを受けているのですけれども、10分間で300円ということで、30分かかって全部終わって900円払っているのだというお話だったのですけれども、それが終わったらさっさと帰ってしまって、話も聞いてくれないというお話でした。もっとゆっくり話を聞いてくれればいいのかという、そういうお話だったのですけれども、やはりお金がかかるからきっとできないのだなと思って聞いていたのですけれども、例えばそういう方にはお話を聞くボランティア、そういう方がいれば介護をする方も介護に行くヘルパーさんも助かるのではないかなというふうに思ったのですけれども、今長野県でもひとり暮らしの方とか高齢者、ひとり暮らしの高齢者や施設に入っている人たちが話をしたくても話す機会がないという、そういう実態があって、話を聞くボランティア、傾聴ボランティアというのですが、傾聴ボランティア講座をすごく活発に今行われていると数日前の新聞に掲載されていましたが、そういうボランティアの方もいらっしやると、やっぱりひとり暮らしで話し相手がほしい人に対してはそういう方が行っていただくといいのではないかなと思います。ということで、ボランティアをする方も今不足してきているということと、また必要としていることも、ところもすごく多くなってきています。それで、私は本当にこの介護支援ボランティア制度を取り入れることによって、する方ももっともっとボランティア人口がふえていくのではないかなと思います。ボランティアの内容としても体操をするとか、それだけでなく、例えば見守りだとか、ちょっとした草刈りを手伝うとか、そういう自分の得意なことがあればもっともっとボランティアをする人もふえるのではないかなというふうに思いますので、この介護支援ボランティア事業は本当にこれから大事な事業ではないかと思えます。

それで、砂川市では社協が中心になって行っているのですが、社協だけでなく包括支援センターやふれあいセンターでもいろんなボランティアのことを行っております。いろんなところでボランティアをやっているのですけれども、やはりボランティアする人がどこへ行けばいいのか、もっとわかりやすくしていかなければならないのではないかなと思います。先日もあるボランティアをやっている方が介護施設に、介護員さんが忙しそうなので、何かお手伝いをしたくてボランティアをしたいのですけれどもとその施設に行ったら、ちょっと断られたということなのですけれども、何かしてあげたいと思っているのだけれども、なかなかそれがどこへ行ったらいいのかわからないということもあります。それで、砂川市でも社協やいろんなところでボランティアをやっているの、窓口を1カ所

つくったほうがいいのではないかなというふうに思います。その窓口に行けば砂川市のボランティアの状況が全部わかるというような、そういう窓口をつくる必要があるのではないかなというふうに思います。そうすると、ボランティアをしたい人はそこに行くと砂川市全体のボランティア、どういうことをやっているのかわかりますし、どういうところが必要としているかということもわかりますし、そういうことで窓口をどこか1カ所つくっていくことがボランティア人口をふやしていくためにもまず必要ではないかと思うのですけれども、その点について2回目伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、ボランティアを希望する、支援をしようという方々が60代、70代、80代とだんだん高齢化になっていくと。そういったボランティア団体の会員数の減ですとか、そういったことにもつながるのではないかというお話がありましたけれども、先ほどご紹介いたしました社会福祉協議会で行っております市民ふれあいサービス事業、これらにつきましては家事援助であるとか、あるいは買い物であるとか、介護保険制度に該当しないそういう方に登録されたボランティアの方がサービスを提供して、金額的には1時間600円ということでのボランティア活動を行っているという事業であります。

ここの現状でありますけれども、平成20年度末で登録されているボランティアの会員の方は35名おられます。うち65歳未満の方が35名中25名、25名のうち女性が21名であります。また、65歳以上の方は10名で、うち女性が7名ということで、会員登録から見ると女性の比率が多い状況になっております。このような今の状況でありますけれども、社会福祉協議会のほうではこれらの提供会員の増に向けて年に1回講習会を開いて、そして制度を理解していただいて適切なサービスの提供ができるようにということで、そういった登録者数の確保にも講習会を通じて会員制度を増加する、そういった方策をとっています。

また、これらとはまた別にいたしまして、行政機関といたしましては議員が今おっしゃられました現実的にはふれあいセンターで中心に事業を行っておりますいきいき運動推進員、この事業につきましては支援を必要とするというよりも健康づくりでありますとか、あるいはみずから介護予防を意識した取り組みを、運動を行うという方を対象にするということで、いきいき運動推進員、この方々がそれぞれ毎月1回定期的に社協で行う講座のほうに出向いていたり、あるいは福祉施設に出向いていたり、あるいは要請に応じて町内会、老人クラブのほうに出向いていきいき運動の推進というようなことでご尽力、ボランティアをいただいています。この推進員につきましても平成18年度に第1回の養成講座、これは講座ですから1日で終わるものではありません。プログラム10回をこなしまして、18名の方がいきいき運動推進員として登録されたと。その後、いろんなご事情もありまして現在18名だったいきいき運動推進員は12名にというようなことでありま

すけれども、この件に関しましても市といたしましては養成講座、これを今年度の10月15日から18日、これにかけまして養成講座を行って、そういった推進員としてのボランティア活動をしていただける方、そういった方をより募っていただく、そのようなことでそういったボランティアをしたいという、そういう組織の輪を広げていきたい。これについては、社協あるいは市といたしましても拡充に努めているというような状況でございます。

そこで、いろいろなボランティアがありますということで、先ほど言いました地域包括支援センター、そこでは認知症の方に対応するような一つのボランティアのそういったサポート研修会も行うと、やられているというふうにお話もありましたけれども、考えられますことは今私どもで申し上げました行政といたしましてはやはり介護福祉課、これは高齢者の介護保険あるいは元気高齢者に対するそういった事業全般を行っていますから、行政といたしましては介護福祉課、そして今お話をいたしました事業を実施するふれあいセンター、そしてまた事業所であります地域包括支援センター、そしてボランティアとしてはやっぱり市民ふれあいサービス事業を実施している社会福祉協議会、これらがそれぞれボランティアを募りながらそういった支援を必要とする、あるいはそういった求めに応じてボランティアをするという活動の業務と申しますか、そういったものに取り組んでおりますけれども、現在のところ1カ所にまとめてと、そしてそういったボランティアの方にお話を聞きながら、そういう状況であればこっちのほうに行ってくださいと、こういう業務がありますよという方法も議員さんのおっしゃるような1カ所に集中したらということかと思えますけれども、いずれにしてもそういったボランティアの相談があれば市においても、市といたしましても例えば介護福祉課においても、それからふれあいセンターにおいても、そしてまた社会福祉協議会においても、あるいは地域包括支援センターにおいてもボランティアでというようなお話があった際には、こうこうこういったボランティアの内容があって、これについてはどこどこが所管しているけれども、制度的にはこうなっていますよというような、1カ所というよりもむしろそういったボランティアを中心とする事務局、そこへ行けば必ず市全体のと申しますか、民間も含めてボランティア活動の紹介なり、あるいはご相談に応じて、そういうことであればこちらにお願いをしたいよというような連携を図りながら、そういったボランティアをしたいという希望される方にいろいろなお話を聞きながら、それならこういう事業がよろしいのではないかとというような、そういった相談体制、現在もとっていますけれども、今一層それらの相談体制あるいはその受け入れ体制、そういったものを周知いたしまして、1カ所というのもむしろそれぞれのところで同じように市全体のそういったボランティア活動の内容、事業の内容、そういったものを説明しながらボランティアの協力をいただけるような体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、今1カ所でというようなことも検討いたしますけれども、現在のところはそこから機関どこへ行っても相談あるいはご希望に応じてボランティアをし

ていただけるような体制というものを維持していきたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 今いろいろ連携をとっていきたいというお話でしたけれども、市民の人にしてみたらちょっとわかりづらいのですよね。包括支援センターにしてもふれあいセンターにしても本当によくわからないというか、本当にボランティアをしている人がもっとわかりやすくボランティアできるような、そういう取り組みが絶対必要ではないかなと思うのです。連携をとってこれからやっていってくださるということなのですけれども、ぜひもっとわかりやすく、ボランティアしたい人が本当にすぐ行動に起こせるような、そういう取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思います。そして、今本当にボランティア、何か人のために役立ちたいという人もたくさんいらっしゃいますし、高齢者の方も今これからどんどんふえてきて、元気な方もたくさんふえてくると思うのです。そういう人たちを本当に社会貢献できるこの制度というのは、本当にすばらしい制度だと思うのですけれども、いろんな意見もありますけれども、ポイント制で実質的に介護保険料にも使えますし、地域貢献もできますし、ボランティア参加する人自身も介護予防にも役立つという、そういう一石三鳥にもなるような、そういう制度なので、この制度はすぐできないかもしれませんが、ボランティアやる人がもっと市の状況がわかって取り組みやすいような、そういうことをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。なかなか連携とってやっていただくということなのですけれども、市民にしてみたら本当にわかりづらいというか、そういう一生懸命やりたいと思っている人の気持ちを何とか行動に起こせるようにしていただきたいなというふうに思います。こういうボランティア制度をきっちり取り組んでわかりやすくしていくことによって、これから迎えてくる高齢化社会を乗り切るための地域づくりにもつながってくるのではないかなというふうに思います。

それで、私は砂川に住んでいる方々が、元気な高齢者の方が地域を支えながら生きがいを持って暮らしていてももらいたいと思っております。そうやっていろんなところと連携をとるといふふうに言われていましたけれども、もっと広く言えば市立病院でもガイドボランティアを募集しているというふうにこの間も「ひまわり」に載っていましたが、市立病院でもそのガイドボランティアの方が不足しているというふうに聞いています。だれかいないだろうかと私も言われたことがあったのですけれども、そういうもっと広げていくと病院でもボランティアやっていますから、そういうボランティアなどもどこか1カ所窓口があればそこに行って、例えば病院でこんなの、こういうボランティアも募集していますよと言えば、そういうことが得意な方は、ではそこでボランティアしてみようかなということで、では病院へ行ってくださいとかと言われれば、そこで行動が起こせると思うのです。それで、もっともっと幅を広げるとボランティア人口もふえていくので、すべてを含めた窓口をぜひつくっていただきたいというふうに思うのですが、その点について伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、議員のご質問でもご指摘あったようにそういったボランティア活動、それが結局は心身、その方の心身の健康の保持、増進あるいは介護予防にも大きな期待が持てるということでもありますし、また今お話ありました地域としてのやっぱりこういったボランティアを通じた地域づくりにもやっぱり必要でないかと。ごもっともだと思います。そういう面で一つだけ申し上げますと、ご指摘あった稲城市の例のポイント制度でありますけれども、現在同じようにボランティアということで社会福祉協議会で行っている事業、先ほどボランティアとして登録されている提供会員が35名というお話をしましたけれども、平成20年度では、それでは一体この登録されている方に実際ボランティアとして来ていただいて、利用された方が何名いるのかなという中身を調べますと20名の方が利用されていると。その中で、あくまでも時間単位で行うわけですが、20名の方の合計、年間合計273時間ということですから、提供する側35名登録された方は平均いたしますと、年に7時間から8時間、7.8時間という数字になってまいります。恐らく登録されたボランティアの方については、もう少しボランティア活動というものに時間も割きたい、もう少しボランティアもしたいという方もいるのかなというふうに思います。そういう意味では、社協といたしましてもこのポイントというまた新しいものよりも今あるこのボランティア事業、サービス事業をより浸透させて拡充させていくという考え方ではおりますけれども、整理いたしますけれども、そういったポイントのそういった他市の事例、そういったこともまず参考にさせていただきたいと思います。

それと、最後にご質問のありましたやはりボランティアという一つの受付窓口と申しますか、そういったものをやっぱり一本化する必要もあるのではないかなということでもありますけれども、これはボランティアですから、これは必ずしもそういった制度に登録をされてという方もおりますけれども、また常日ごろの日常生活の中で町内会を通じてだとか、あるいは町内会の隣近所のおつき合いの中でいろんな目に見えない、制度にはあらわれていないけれども、そういった日常生活の中でボランティア活動もされている方もいると思います。そういったことで、本当にボランティア活動というのはこれから高齢者を支えるという意味でも、また今後の社会を構築していく上でもボランティア制度は重要だと思っています。

そこで、相談窓口ということでもありますけれども、先ほどのご答弁のとおり、それぞれの持っている箇所でもってこういったボランティア、砂川市内にはこんなようなボランティアがあるということは、どこへ行ってもということが基本でありますけれども、1カ所で集約というふうになれば、当然やっぱり行政といたしましてはボランティアの制度も福祉関係もあれば、あるいは教育関係もあれば、いろんな行政の中でいえば分野は広いと思います。ですから、一本化というのはなかなか難しいのかなという現状でありますけれども、今考えておりますことはやはりそれぞれの部署で行った際には、やっぱりこういうボ

ランティアもありますよ、こういうボランティアもありますよと、やっぱりどこへ行ってもそういうボランティアの紹介ができるような、そういう連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、一般質問を行います。私は、大きく2点についての一般質問です。

まず、1点目としましては、新病院の売店等の公募についてお伺いいたします。平成22年10月の開院に向けて、新病院建設は着実に進んでいるようです。そんな中、新病院における売店、自動販売機、食堂、理容室の運営事業者を選定するための公募型プロポーザルが行われ、9月の7日に最優秀提案者が決定しました。砂川市立病院は、第2次医療圏の中核病院であると同時に職員数900人、1日当たりの入院患者、外来者数は1,500人と経済的にも市内の核となる施設です。また、わざわざ土地が狭く、石狩川のそばで洪水の心配もある現在地に新病院を建設するのは、中心市街地の活性化を図る目的も大きくあります。そして、商工会議所を初めとする活性化協議会の皆さんがつくった中心市街地活性化基本計画が策定されたことにより、市立病院に約13億円という補助金も出たのです。このたび公募された売店等は、患者、職員にとっても大切な院内利便施設ですが、市内経済の活性化に寄与する施設との期待も高いものがありました。以下について伺います。

まず、1点目、公募型プロポーザルの参加者について、それぞれで市内、市外、何社ずつ応募があったのかを伺います。

2点目、今回の参加資格要件で食堂、理容室は市内業者に限定しているのに売店、自動販売機については市内限定を外した理由について。

3点目、最優秀提案者が決定をしましたが、選定理由についてお伺いをいたします。

大きな2点目としては、行政評価報告書についてです。ことし5月に第6期総合計画の策定を前に第5期総合計画の行政評価が報告されました。報告書を拝見しますと、事務事業評価の総合評価では167事業中、問題があるはずが0.6%です。また、施策評価の状況として、施策数42のうち課長職が行ったとされる第1次、部長職が行った第2次評価とも問題があるはずが0%と高い評価となっています。この結果については、市民感覚と隔たりがあるのではないかとの声も多く聞かれます。現在市民の皆さんで構成する総合計画策定審議会も設置され、議論が深められていると思います。第5期総合計画に対する行政評価は、第6期総合計画を策定する上で重要な位置づけになると考えます。そこで、今回の行政評価がどのような手法で、どのような過程を経て行われたのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1の（1）、公募型プロポーザルの参加者について、それぞれ市内、市外、何社ずつ応募があったのかについてご答弁申し上げます。

売店、自動販売機設置における参加者数については、市内は1業者、市外は5事業者の合計6事業者であります。また、食堂と理容室については、ともに市内の2事業者の参加があったところであります。

次に、（2）の今回の参加資格要件で食堂、理容室は市内業者に限定しているのに売店、自動販売機については市内限定を外した理由についてご答弁申し上げます。患者さんにとって売店は、かつては必要最低限の物が買えさえすればよい程度の位置づけであったものが現在は路面店レベルの品ぞろえのほか、病気や付き添いに対応するための日用品や医療衛生用品などの価格、種類、サービスに対する目も敏感に、しかも大変厳しくなっているところです。こうしたことが本年4月28日に実施した患者意向調査結果にあらわれているものであり、店舗形態ではコンビニ形式で品ぞろえを豊富に、価格は安価といった要望が多かったところであります。特に最も数多くの方々が利用される売店は院内に1カ所のみで、入院患者などは店を選択する余地がないことから、飲食物から日用品、衛生医療材料など、しっかりとした商品管理のもとで日々利用者ニーズに応じた的確な商品入れかえを行うことができる事業者を求めていく必要があるところです。さらに、病院内の売店はハードに加えてソフト面が大変重要となってまいります。特に入院患者にとって売店は、病院生活の中で生活感を感じられる数少ない場であり、患者から客になれる場所であり、その意味では、客とじかに触れ合う売店スタッフのしっかりとした接客、人材育成を求めていく必要があるところです。また、売店は病院の中で最も人の集まる場所と言えるだけに多くの方の目に触れる部分であり、売店でサービスの提供は病院のイメージに直結するものであります。したがって、単に物を売るという旧態依然の売店ではなく、利用者意向調査結果において利便性と満足度といった観点を最重要視し、民間業者が持つさまざまな可能性を反映させ、高いレベルで利用者に納得いただけるサービスの提供を求めていく上では、幅広く参加者を募るとともに商品価格や各種サービスなどを提案方式によりしっかりと見きわめた上で、より確かな選択を行っていくこととしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（3）の最優秀提案者が決定したが、選定理由についてのご質問にご答弁申し上げます。このたびの新病院における売店等の運営事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続等を厳正かつ公平に行うため、市役所と市立病院の職員で構成する病院利便施設事業者選定委員会を設置したところであります。この選定委員会において提出書類及び業務提案説明等を総合的に審査していただき、最優秀提案者を選定したところでありますが、売店、自動販売機設置では業務提案、使用料提案における評価点数がともに一番高い上に、病院内の売店に対するコンセプトがしっかりしていた点や使用料提案に

おける売店の使用料提案額、月額191万円、自動販売機使用料提案率41%といったことが評価されたところであります。食堂については、評価点数では僅少差ではある中、市内における食堂やレストランなどの豊富な運営実績もあることが評価されたところであり、理容室については評価点数では大きな差はありませんでしたが、サービス料金が安価であったことや使用料提案額が高かったことなどが評価されたところであります。なお、最優秀提案者については9月7日に病院改築推進課ホームページにおいて公表したところであります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから、大きな2の行政評価報告書についてご答弁を申し上げます。

行政評価につきましては、平成13年度から行政サービスの改善、行政の透明性の向上、職員の意識改革を目的として取り組みを進め、平成14年度には評価の出発点は的確な評価単位の設定と事業内容の把握であるとの認識のもと、全事務事業の棚卸を実施し、平成17、18年度の2カ年間で評価の対象を第5期総合計画の第2次実施計画掲載事業とし、156事業の事務事業評価を行いました。平成20年度におきましては、砂川市第5期総合計画の計画期間が平成22年度までであることから、新たな第6期総合計画の策定に当たっては第5期総合計画で取り組んできた各種事業の成果や課題などを検証した上で総合的に検討を加えることが重要であるとの認識から、事務事業評価、施策評価に取り組んだところであります。事務事業評価の評価対象事業は、第3次実施計画に掲載されている平成19年度実施事業として、評価事業数は類似事業の統合などを精査して167事業といたしました。評価者は課長補佐、係長職とし、評価作業としては係内での協議、課長、部長との調整を図り、事業の内容をまとめ、活動指標など設定した指標の過去3年間の数値の動向などから事業の達成度などの評価、さらに総合的な評価を行い、今後の方向性をまとめました。

次に、施策評価は新たな取り組みであり、評価対象施策は総合計画における各章ごとに示されている節内の大項目を一つの評価単位として、42項目について第1次評価と第2次評価に分け、実施をいたしました。評価者は、より広い見地での評価が求められるため、第1次評価は施策を所管する課長が行い、所管がまたがる施策については各課長が協議して施策の趣旨や成果指標を設定し、施策内容における事務事業評価の結果や設定した指標の過去3年間の数値の動向などから評価を行うとともに、施策における問題や課題、今後の方向性などを整理いたしました。第2次評価は、評価の客観性を高めるため、総務部長を座長として市民部長、経済部長、建設部長、教育次長、病院事務局長により評価会議を開催し、第1次評価の内容及び第1次評価者からの説明を受け、最終的に評価及び意見として取りまとめを行いました。意見につきましては、施策に対する反省点だけでなく、評価結果が第6期総合計画の策定に生かされることを念頭に置き、今後の課題や改善策、検

討すべき事項を建設的に論議し、具体的に明記するよういたしました。このように行政評価として事務事業評価、施策評価に取り組んでまいりましたが、評価のための基礎となる第5期総合計画は行政評価を意識、連動させた体系や組み立てとはなっていないことから、目的や指標の設定などにも苦慮しながら、第6期総合計画の策定に向けた課題の検証などを進めてまいりました。

評価の結果につきましては、良好との評価が多く見られますが、良好との評価におきましても事務事業評価においては今後の方向性、そして課題なども検討され、また施策評価においては意見として課題なども取り上げられていることは、これまでの行政評価を通じて課題意識や改善意識が養われてきているものと考えております。第6期総合計画の策定に当たりましては、評価の結果だけではなく意見なども踏まえ、総合計画審議会委員と職員とが意見を交わしながら目指すまちづくりについて協議を進めていくこととしております。第6期総合計画の策定方針につきましては、施策の目標や実現するための手段を掲げてわかりやすく、また各施策に成果目標などを設定し、各事業の取り組みがどのように貢献したかを図ることのできる総合計画とすることとして、審議会などで協議を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の2回目の質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

小黒弘議員の2回目の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今病院の局長のほうから、いろいろな売店等の関係の答弁があったわけですが、実に地元の方々が聞いていれば本当に情けない答弁だったなというふうに思われているのではないかと考えているのですけれども、つまり売店、自動販売機をどうして市内限定を外したのかというところなのですけれども、患者さんの要望はコンビニ的な様式で、価格が安価で、しかも入院患者にとってよい事業所を求めている、かつ売店スタッフの人材育成がちゃんとできていて、サービスというのは病院のイメージづくりなのでというお話がありましたね。つまり市内には、そういう店はないと言っているのですね。そういう言い方って本当にいいのかなと私は思うのです。当然事務局長の答弁は、市長も見られていると思うのです。病院だけが勝手に答弁しているわけではないと思いますので、これは市長はそういう人ではなかったとずっと信じてきているのですけれども、つまり地元の経済や何かをととても大切にされる方だというふうにこれまでは思っていました。現実に市立病院の建てかえのときには、病院のほうは大手のゼネコン1社でやったほうが安

く上がるというものをわざわざ分離分割発注して地元の企業にも仕事が回るような、そういう方法を考えていただいているのです。今回の売店は地元、市内に及ぼしている影響はとても大きいのです。

僕は、久しぶりですけども、質問をする前に多くの方々から電話をもらったり、多くの方々とお話したというのは今まで余り経験なかったのですけれども、今回はとても多くの皆さんからそういう話を伺っているのです。どういう話かといったら、私たちは合併のときでもそうだったけれども、空知太に市立病院が移転するかもしれないというときには、あの農協アイアイに垂れ幕をかけて、何とか現在地でやってくれと言ってきた。それから、中心市街地の関係にしても本当に協力してきたと。しかも、日常のいろいろなまちづくりについても協力してきたつもりだったのだけれども、どうしてこういうふうなことをされてしまうのだろうという声がほとんどでした。

何でも結果というのは理由があるから、原因があるからだと思うのですけれども、先ほど聞いたように今回公募型プロポーザルを3業種についてやったわけですけども、1つ、売店はまさに市内限定を外して全国どこからでも来ていいですよと。ただ、1つの参加要件、大きなですけども、小売業について1年以上の業務経験があればいい、あとはどこからでも構いません。それから、食堂と、それから理容室については市内、砂川市内に本店、支店、営業所、個人は砂川市内に所有を、住所を有することと。これによって結果は当たり前のごとく、先ほども聞いたように売店は市内は1、市外は5、この市外の5の中身を僕はそれなりに調査していますけれども、巨大な資本ですよ、みんな。とてもではないけれども、月に191万円の家賃と言ったら変ですけども、これを払ったり、自販機41%病院に払うというのです。こんなもの市内ができるわけないのです。絶対できませんよね。こういうことがこれからも本当にいろいろな場面で行われていくのかということなのです。一番今まちは、もう失望と不安がいっぱい。大げさではないのです。こんな本当に雰囲気になっているのです。これからもこういうことが行われるのではないかと。もう一つは、新病院になったときに今までの入院患者への給食もこれ大手企業になってしまって、食材や何かもみんな市内ではなくて市外から持ってくるのではないかと、もう大変な心配が渦巻いています。これは、どこが原因かという先ほどの売店の関係だったのです。これここまで病院がやるということは、ほかのこともどんどんこうやってやってきて、市内の商業界つぶれてしまっても構わないという話になっているのではないのだろうかという、そういう声までも今聞こえています。

不思議だと思うのは、売店はこういうふうにして、食堂なんかはもちろん市内限定にしたのですけれども、さらに営業条件の中で食材の調達は可能な限り地元業者を活用することと。余りにもこの条件設定が違い過ぎるのですよね。一体どうやって考えて、基本的にこういうことを考えているのかというのが私も今理解しかねるのですけれども、つまり建設関係の競争入札では、うちは市内限定の制限つき競争、一般競争入札を取り入れていま

すのもまさに市内限定なのですよね。この食堂、理容室はそうですね。売店だけがなぜかオープンでやってしまったのです。さっきも言ったように、結果はこういう結果になっているということなのです。市長、これからもこういうふうなことというのはやっぱり行われていくのでしょうか。市長のお気持ちはそうなのでしょう。先ほども言ったように、今後入院患者への給食の関係とか、あるいは食材の関係というのもまだまだたくさんあります。それから、今回の補正予算にも出てきましたけれども、什器、備品も本当は最初5億だったのですけれども、いつの間にか4億に減らされていましたけれども、いずれにしても大きなまだこの新病院が建設するまでに動くお金はあるのですけれども、こういうこともすべてこれからはオープンな自由競争という形でやっていかれようとしているのかなのです。これは、もう市長にきちっとお答えいただかなかつたら、市内の本当に皆さん方は不安でいっぱいですから、そういう意味ではぜひこの辺はお答えをいただきたいというふうに思っています。

先ほどの結果を見ても、道内の大資本は別にここで損してもほかでもうけていれば大丈夫だというくらい大きな企業なのです。今回入札に参加してきている企業というのは。それと、本当に中小どころか、本当に弱い弱い地元の商店が、ここがたとえ少しまとまったにしたってとても太刀打ちなんかできるわけがないのです。それを太刀打ちしろということ自体が、僕はもうその条件設定をした段階で無理だということを言っているような私は感じがするのです。これから砂川市は、そういうことでいいのかなどうか。極端なことを言ったら、新しい病院はしっかりと建った。だけれども、地元の企業はどんどん少なくなっていく。こんなことで、僕らが望んだ砂川市立病院の建てかえだったのかなどうかということをお伺いしたいのです。ぜひ市長からのお答えをお願いします。

行政評価について、次にいきますけれども、こちら僕も同じような感覚でとらえているのですけれども、第6期総合計画が今もうすぐ始まるのですけれども、まさに総務部長おっしゃったように前期の第5期総合計画の事業評価、行政評価、これをちゃんとしなければ次の10年間のステップが踏まれないということは当然なのです。ところが、これまだ総務文教委員会にも報告されていないと思うのですけれども、ことしの5月に行政評価報告書というのが出されています。これを手に入れて見てみると、何とびっくりするような、すべてほとんどが良好でございまして、本当に第5期総合計画ってそんなに反省すべき点もなく、見直す点もなく、すべてが良好だったのかなというふうに私は思うのです。そこがちょっと市民感覚とずれているのではないかなというところなのですけれども。

市長は、私の6月の一般質問にこのように答えているのですけれども、自分としては責任ある執行側として砂川のまちというのをこれからどういうふうにしていかなければならないかということを考えていかなければならない。これは、スマートインターのことでの僕の質問に対する市長の答弁なのですけれども、もう既に観光協会ができて10年もたっ

ているのだけれども、観光に振り向けたお金はそれほどではないのだと。これからもこれからのまちづくりでどうやって生きていくのかということが観光開発や商工振興にとってとても大事なので、第6期総合計画でその辺をきちっと検討していかなければいけないと、こういうふうにおっしゃっているのです。ところが、この行政評価では観光協会の事業というのは良好なのです。この前の言っていたスイートロードの話もあったのですけれども、そちらのほうもこれすべて良好なのです。良好ならやめなくてもいいわけで、だけれども予算はもうなくなってしまっているとか、どうも市長の考えていらっしゃるのと部課長の皆さんが考えていらっしゃることに乖離があるような私は気がしてしょうがないのですけれども。

実は、これ観光協会というところには年間約1,000万弱、1,000万と言ってもいいのですけれども、市長これ10年かけたら1億円かけてきたのですよね。1億円かけてきたのだけれども、本当にお金を十分かけてきたかということ、それほどでもないとおっしゃっている。ところが、この評価を見ると良好だということになっているのです。つまりこれ見直しようがないということなのです。良好なものをどう見直すのという話ですよ。私は、ここは絶対見直さなければいけないことだ、ところだと思っているのですけれども、実は、今のまんまでは、砂川の観光というのはなかなかうまくいかないなというふうには思っているのですが、どうもそのようには部課長の皆さんは評価としては考えていらっしゃるように今回は出ています。そういう点がいろいろとこれあるのです。

施策という面でもほぼ全部が良好になっていますけれども、例えば工業を1つ挙げてみましょうか。砂川の人口に歯どめかけるには、企業誘致が最重要課題なのだけれども、この土地開発公社の経営改善の対策とともに道工業団地に1社誘致できたことは評価できるとか書いてあるのです。毎年6,000万円ずつ土地開発公社に一般会計から入っているのに、1社誘致できたから評価できるなんて話が一体どこから出てくるのですかね。これならこれでいいのではないのという話になるわけですよ。では、そのまんまで第6期に突っ込んでいくのですか。僕は、とてもではないけれども、これで突っ込んでいけるとは私は思いません。

もう一点だけ、具体的な例を1つ挙げます。南1丁目線の整備事業なのですけれども、こちらはここの事業評価でどういうふうにかかれていくかということ、まさに二重丸なのです。この整備事業は上がっている、そして今後の方向性というところでは完了と書いてあるのです。これ何なのですか。南1丁目線というのは、あのJRのガードのところですよ。南1丁目整備事業はもう完了したのですね、市長。では、何で……いや、これ一つ一つ挙げていけば百何十事業ありますから、いろいろなお話ししたいことはありますけれども、きょうは時間もないので、お話しはしませんけれども、だけれどももう第5期総合計画は終わる段階に来ています。そして、第6期に向けての行政評価、先ほど総務部長が言われたこと、全く当然だと思うのです。これまでやってきたものをちゃんと評価してやっていか

なかったら次の10年にいけない。先ほど言いましたけれども、その基本になる行政評価が今僕何点が挙げましたけれども、それだけでも私が考えても多分一般の市民の皆さんが考えても、ええっというところがたくさんあるのです。では、これをもとにして第6期総合計画を今の市長がつくれますから、このつくられていった結果というのは一体どうなってしまうのかなというふうに、今、私は心配をしております。この辺のところというのは、整合性はどのように考えていったらいいのかを質問いたします。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから、病院の売店、自販機等にかかわる基本的な考え方を申し上げたいと存じます。

先ほど小黒議員さんの市内に市立病院の売店、自販機を経営する事業者がないというようなお話もありましたけれども、決してそういう考え方ではございませんし、また市内経済に及ぼす影響という部分についても十分私どもは考えております。そんなような状況の中で、1つしっかりお考えいただきたいのは、市立病院という一つの医療機関の中に入る売店、自販機というような状況でございます。これについては、病院については最善の医療機器で最善の医療行為をするという部分については、当然その病院の一義的なものでもあります。そして、さらにその中にも病院に来る、来院される患者さん、そしてはさらに入院患者さん、見舞い客、付き添いの方、それぞれにやっぱりサービスの部分での満足いただける病院でなければならないというふうにも考えてございます。そんなような視点、観点から病院の売店、自販機に市外業者を排除したという関係でなくて、いかに来院される方々に満足いただけるかというような部分で、去る4月にそれぞれの来院される方々からアンケートを徴収したというような状況がございます。そんなようなことの中から最大品質、品質でなくて商品の要するに多様性と申しますか数等々、数という部分の要するに要望もありますし、品数の要望もありますし、さらには安価でというような要望もございました。そんなような状況を含めた中で、結果的に市外も含めた公募型プロポーザルと、こういう形にしたわけです。それと、病院の内部だけでなく、客観的、公平な立場から見ても市の職員を2名入れたと。当初は、市の職員は入っていなかったわけですが、市の職員もプロポーザルの選定委員会に2名参加させたというような経過がございます。

そんなような状況で、先ほど小黒議員さんのおっしゃられる中で、売店の使用料の関係で191万、それから使用料の提案率41%というような部分でお話がありましたけれども、基本的にこのプロポーザルの内容を、要するに内容をしっかり審査したというような状況の中で、内容については19項目ほどの要するに内容を審査してございます。この内容については、取り扱い品目及び価格、さらには従業員の管理体制、病院利用者、職員へのサービスの付加、さらには清掃、病害虫予防駆除等の衛生管理方法、さらには自由提案、そして使用料提案というような状況にもありますし、本件業務への取り組み姿勢という部

分がございませう。この使用料提案については、これは売店の使用料の基本額という部分では、この19目全部ひっくるめて1人のプロポーザルの選考委員さんの持ち点は110点でございませう。5人のプロポーザルの選定委員さんがおられるわけですから、550点で満点というような形になりますけれども、この使用料提案の中身を入れなくても今この選定された業務、要するに業者の方がトップであったと。これは、取り扱い品目、従業員の管理体制、それからサービス、清掃、病虫害の駆除、自由提案というような形がありますけれども、いずれもトップであったと。トップでなかった部分が2点ほどありますけれども、これはいずれも2番目というような状況にございませう。そんなような状況の中から、やはり前段申し上げた病院にいらっしゃる方、患者さんを含めていらっしゃる方にいかにやっぱり満足してお帰りいただくかというような部分を第一義的にやはり考えざるを得ないというような状況の中で、プロポーザルを実施して選定をしたというような状況でございませうので、ご理解をいただきたいというふうに考えませうし、また今後もこういうこと、こういう方向でいくのかというようなことでございませうけれども、決してそういう考え方はございませう。今現在病院の給食等々に入っている食材等々についても、当然地元食材を可能な限り入れてもらおうというような部分もございませう。

それと、今この最優秀提案者になられた業者については、地元商品の専用コーナーも設けるといふようなお話もありますし、さらには入院患者向けに売店に来られない方についてはワゴン、配達サービスも行いたいと、このような提案もございませう。さらに、店内にパン工房を設置して焼きたてパンを提供するといふようなお話もございませう。まだたくさんございませうけれども、そんなような形の中で地元の食材等々についてもそれぞれ売店の中で販売をしていただけるといふような状況も一つにはございませう。

そんなような状況と、さらに市内限定といふような部分で、市内限定を外してしまうのかといふようなお話もありましたけれども、実は昨年5月でございませう。20年の5月でございませうけれども、公正取引委員会の要するに事務総局でそれぞれ報告書を出しているのですけれども、公共調達における改革の取組・推進に関する検討会の報告という部分が実は出ております。この部分について若干ちょっと読み上げませうけれども、公正取引委員会は地域要件の設定については、従来から発注機関において地元業者の受注の機会の確保にとどまらず、結果の確保まで配慮された運用が行われる場合は、地元業者の競争的な体質を弱め、地元事業者の健全な育成を阻害する結果となってしまうものと考えられる。地域要件については、一定数以上の事業者の入札参加が期待できる場合に課すなど、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加者の確保に配慮した運用が必要であると、こういう実は報告書が出ております。そんなような考え方から、地元の事業者が一定数の入札に参加するといふような形があれば、当然これは地元優先といふような形に持ってまいりたいと考えておりますけれども、地元に参加する事業者がもしないような状況であれば、これは地元限定、制限付きの一般競争入札という部分については少し考え直していかなく

ればならないのかなというふうに考えております。そんなような状況で小黑さん、小黑議員さんの言われる部分については、あくまでも地元企業という部分を視点に考えた部分、それから市内全体という部分を考えた部分かと思えますけれども、私どもはあくまでもこの病院に来院される患者さん、見舞い客、付き添いの方、そして入院患者さんを中心にそれぞれ満足いただけるというような部分を重点に考えたということでご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 行政評価について、私のほうからお答えを申し上げます。

事務事業、それから施策について、全部良になっているではないかということで、この結果については我々もこれを了としているわけではございません。以前に沢田議員の質問の中であったのでございますけれども、この第5期総合計画自体がまだ行政評価が導入されていなくて、これを施策レベルへ入れて本当にできるかどうかわかりません。でも、第6期につなげたいのでやってみます。その中で、これは原則公表していきたいと。

それで、小黑議員に反論するわけではないのですけれども、観光協会についても了とはしてはいますが、その方向性の中ではきちんと行政の意見を入れてございまして、南1丁目線もこれは20年度までの事業ですから委託料しか組んでございませぬ。だから、事務事業ですから、委託料がそのまま執行されて成果が出ていけば、それは事務事業単体では了とせざるを得ないというのがありますので、ご理解を願いたいと。

そこで、我々が今民間から選ばれた審議会委員さんと論議しておりますのは、このような結果、これは正直に申し上げて我々もこれを了していないと。ただ、こんな問題もあり、あんな問題もあるのだと。例えば一例を挙げれば、第5期総合計画では施策がどういふふうにかかれていふか。農業の振興、それから一体どんな農業を目指したのだろうかというのが市民にも我々にもわかりづらい計画案になっているのだと。そうしたら、砂川市の農業、一例ですけれども、例えば米、それからタマネギ、トマトの生産高というか、それが特徴となっていると。それらを踏まえながら、砂川市はどんな農業を目指したらいいのだろうか。それを動きを分析しながら、6期の中でどんな施策にしたらいいのだろうか、砂川市の特徴を生かした施策のうたい方、市民がわかりやすい施策にして、その施策に基づく成果指標、例えば新規就農者の数がふえたのだろうか、または認定の農家者数がふえたのだろうか。そういう指標を設定しながら、みんなでわかるような、方向性がわかるような総合企画をつくりたいというのが我々の目標でありまして、議員さんにもそのように申し上げて、行政でこういう結果を出しているけれども、課題も十分、こういう課題もあるのですと。その中で、みんなにわかりやすい総合計画をつくっていききたいと。

もう一例挙げれば、ちょっと時間あれなのですけれども、もう一例挙げれば、例えば総務部の関係でいいますと地域コミュニティの推進または民活の推進、それから市民参加とございます。これは、第5期の時点では恐らく10年前ですから、こういう状況にあっ

たのだらうと思います。それで、地域コミュニティーは相変わらず重要な政策になってくるのだらうと。だけれども、民間の委員さんと話していると本当に市民参加というのが施策の中でいいのだらうか。例えば協働というのが今出てきまして、それが重要視されている中では協働というのが施策に出てきて、市民参加はその下に連なる基本事業なりでいいのではないのでしょうか。例えば協働という施策があれば、その下に市民参加があったり、男女共同参画があったり、民活、こういう形のほうが民間の予算も、そういうほうが時代にマッチしていますよねと言われるのも今の時代の流れでいけば、そういう方向のほうがいいのでしょうかねというところを民間の委員さんとともに施策レベルからつくっていききたいと。

5期のときには、基本構想の部分で終わったのですけれども、第6期についてはそういうところから事業を見ながら施策を民間の人とともにつくっていききたいというのがございますので、個別の事業の中では確かに委員おっしゃられるとおり良好としか出ていないのもありますけれども、今の事務事業の評価ではそれが執行されてある程度の指標、活動指標が前年より上回っていたり、いれば良好としか出てこないと。だから、我々が目指すのは、今は第6期では施策評価ですけれども、本来は市長の掲げたまちなか居住みにたいに政策レベル、いわゆる行政が交流センターをつくりました、病院を真ん中につくりました、それからまちなか居住のためにハードでは公営住宅、また道営住宅を導入してまちなかの人口をふやしたいと。ハードについては当然行政の役割です。そして、もう一つ、ソフト面ではハートフル住まいるで中心街に住む人の家の改修には補助を出しましょうと。または、駅東部の交流センターのNPO法人、民間の人たちが運営をさせていただいている、これもソフト事業です。さらに、もう一つはスイートロード事業、これらが一体となって、例えばまちなか居住が進んで、まちなかの人口がふえただとか、まちなかの通行量がふえただとか、または商店街の売り上げが総体ふえたと、そういう指標が設定できれば市長の政策はこれでよかったなと市民にもわかると思うのです。そういう究極は政策評価なのですけれども、まだまだそこまでいかないものですから、第6期に向けては施策評価、ここで何とか市民にわかりやすい総合計画をつくっていききたいというふうに考えておりますので、不満足でしょうけれども、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 前の質問の吉浦議員が優しく説得するような質問で、いい質問だなと思っていたのですけれども、そういうふうにしようと実は思っていましたけれども、なかなかそうはいかないのですね。行政評価の関係は、つまり総務部長が言いたいのは、第5期総合計画ではちゃんとした行政評価ができるようになっていなかったもので、このぐらいの行政評価の報告書しかできなかつた。だけれども、今度はそうではなくて第6期はちゃんとやるのだということを行っているということですね。違うの。いっぱいしゃべってくれたけれども、そうとしか聞こえなかつたのだけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

いや、いいわ。わかりました。では、第6期で頑張ってください。ただ、こういう書き方したら、みんな誤解すると思いますよ、これを見た市民は。これ行政の内部だけの話で、みんな自己満足するのならいいですよ。だけれども、すべてが良好だとか了だとかということになっていったら、ではどこを見直して次に進んでいこうかということが何もわかってこないのではないかと私は思うものですから、でも第6期は総務部長しっかりやっていくということを今言われたので、期待していますので、頑張ってください。

それで、病院のほうなのですけども、何で市長が答えてきてくれないのかなと思うのは、市長は病院の最高責任者なのです。今議会で2回目でこれ今言っていますけれども、市長の思いによってこの市立病院をどうしようかということが決められる方なのだと思っっているのです。先ほど事務方のトップである副市長と言ったら失礼かもしれませけれども、何で公共調達の報告の話を今しなければならぬのかなと思うのです。つまり地元企業では競争が起こらない可能性があったので、今回のこういう売店はこういう結果にしたのですということと言いたかったのだと思うのです。それも違うのですか。何だかよくわからないな。では、最初からどうして地元の競争が起こらないかと判断ができるのですかということなのです、私が言いたいのは。前だって市長、やったではないですか。まず、こうやってやってみて、これがだめだったらもうちょっと枠を広げようということやりましたよね、建築のときに。僕が言うのは、きょうは傍聴で商業界の方々ほとんど来ていらっしやらない。本当は僕がこの質問をするのだから、この傍聴席満員になってくれるぐらいではなかったら僕は困ると思っっているのだけれども、遠慮がちの商工業協会の方なのだと思っのですけれども。ただ、今回のだってもう少し早くこれをやれば、まず地元、市内限定でやればいいではないですか。それで、仮に1社だったら、それは競争にならないのです。その後で皆さん、これ競争にならないのだから、もう少し広げますよねとやったってちっとも構わなかったでしょう。だって、今までやっっているのですもの、そういうこと。でも、今回はもう一発ですよ。どんと来たのですよね。

副市長おっしゃっていましたけれども、それはとてもではないですけども、今回決まった売店の企業は資本金9,000万の全国展開の大企業ですね。ほかにももう上場している大企業も入っています。ここと本当にうちのこのまちが競争できるかといったら、これは市長、ちょっと無理でしょう、やっぱり。だけれども、私は地元の方々にも頑張っただきたいです。地元の方々だって1人では無理なら、いろんな業種が重なっなければコンビニと同じようなことはできるかもしれない。ただ、こうやって一発で公募型プロポーザルをぼんと出されてしまったら、その準備もできないし、どういうふうにやっったらいいかかわからないというところも僕は現実だっと思っのですよね。そういう意味からも含めて、もうこれは決まったのだし、この業者さんにやめてくれというわけにもいかないし、それからある程度地元の商品なんかも取り扱っってくれるようなお話も出てい

るようなので、ここはもうしょうがないと思っているのですが、もうこうなったら市長にお願いするのですけれども、もうお願いですよ。これからいろいろなことがあります、まだこの新病院に向けて。さっきも言ったように食材の関係だったりとか、什器だとか備品だとか、まだ何億ものビジネスチャンスというのですか、商売の機会があるのです。何とか地元の皆さんの商売になるように考えてあげてください。市長、ここでやっぱり地元の皆さん方、安心感を出させてあげてください。お願いします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 私のほうから答弁をさせてもらいたいと思うのですけれども、私は平成11年に市民の負託を受けて市長という任務を遂行してまいりました。その中で特に重点に置いたのは、できれば市税を使って公共投資をする、それに対応できる商工業者があれば地元が発注をしたいと。競争の原理がそこに働いてということで、それを投入して今日までやってまいりました。病院は、今小黒議員さんおっしゃったとおりであります。

今回の病院の売店、食堂、理容、この3業種があるのでありますけれども、私が言っているのは本当にこの3業種のうちで地元限定でやれるものはまずないのかと。これを前提にしてやったら、これは食堂は十分市民の要望にこたえられる、そういう業種もあるのですよと。理髪もそうですと。ただ、アンケート調査をやった中では、なかなか売店に対する患者さんの目は厳しいものがありますよということなのです。これは、議会でも言われているのでありますけれども、もちろん市民も言っているのでありますけれども、病院が新しくなったからといって、それだけ市民は期待しているのではないと。病院が新しくなると同時に、そこにあるすべてのものが新しい対応の中でどう市民サービスを構築するかが大事だと。もちろんお医者さんも新たな気持ちで患者さんに親切な気持ちにならなければならない、同時にまた事務職員もそうだと。さらにまた、売店についてもそういうことだと。

小黒議員さんには、相当市が悪いという電話があったようではありますけれども、私のところはそういうのは一件もありませんでした。逆に、市長よと。患者さんの、言ってみれば入院患者、うちは3割を切っている状況であって、言ってみれば全道的な患者さんが来ているよと。したがって、患者さんそのものも必ずしも病院が、砂川の病院が初めてではなくて、それぞれ地域の病院で入って、売店を含めてどのような親切接遇をしているか見ているのだよと。したがって、逆に言えば今回は思い切ったねという声も実はあるのです。ただ、私は基本的には地元業種という考え方でありましたけれども、そういうアンケートの関係あるいは病院にお勤めている正規職員、臨時職員等の意向も十分聞きますと、この際はやむを得ないのではないかということで、売店については一般公募したということなのです。

ただ、私はこれから今言ったように什器の問題、備品の問題等については、今担当者にもよく言っているのでありますけれども、何とか地元を窓口にできて、そして例えば机、

いす等が購入できないのか。それらについては、地元優先的な立場で入札をしてほしいということで今しております、十分今後検討してそれをしていきたいというふうに思うのです。ですから、ちょっと副市長も言い足りなかった点もあると思うのですけれども、ただ、今1つ困っているのは、病院ではありませんけれども、建設業関係でもいろいろな業種がありまして、だんだんこのような厳しい状況になって、その業種の中でも少なくなっていく、競争ができない実は業種も生まれてきているということなものですから、それらについては今後また検討しなければならないことあるのですけれども、小黒議員がおっしゃるように努めて競争の原理が生まれて、地元の税は地元が発注をしてそれを使っただけということ一つも変わっていないので、お褒めにさせていただいたので、その気持ちをずっと持っていただいて、決して市民に背を向けるような行政執行はしていかないということでご理解をいただきたいと思うのです。

○議長 北谷文夫君 一般質問は、これですべて終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明をいたします。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である上湧別町と湧別町が平成21年10月5日に合併し、これに伴い構成団体の両湧別町学校給食組合が解散、脱退するため、本規約を変更しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。別表、網走支庁管内の項中、上湧別町、湧別町を削り、大空町の次に湧別町を加え、同表の項中、両湧別町学校給食組合を削るものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。  
続いて、議案第7号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第7号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長 北谷文夫君 会議を再開します。

◎日程第3 議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第8号。ただいま上程をいただきました砂川市教育  
委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございま  
す柴田良一氏は平成21年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたし  
たいと存じます。

引き続きまして柴田良一氏にお願いしたいと存じますので、よろしく願いをいたしま  
す。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、  
ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第4 議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第9号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めますけれども、現委員でございます菅原英雄氏は平成21年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続きまして菅原英雄氏にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第10号 平成20年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成20年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の  
認定を求めることについて

議案第16号 平成20年度砂川市病院事業会計決算の認定を求め  
ることについて

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第10号 平成20年度砂川市一般会計決算の認定  
を求めることについて、議案第11号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計決算の  
認定を求めることについて、議案第12号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算  
の認定を求めることについて、議案第13号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計  
決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成20年度砂川市介護保険特別会計  
決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特  
別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成20年度砂川市病院事業会  
計決算の認定を求めることについての7件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第10号 平成20年度砂川市一般会計決算の  
認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げますので、3ページをお開きいただき  
いと存じます。一般会計の歳入総額は110億9,703万5,721円、歳出総額は1  
08億4,714万7,903円で、差し引き2億4,988万7,818円の剰余金を  
生じる決算となったところでございます。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の38.3%で前年比4.2%の減、  
依存財源は61.7%で前年比4.2%増となっております。なお、自主財源及び依存財  
源の主な内訳は記載のとおりであります。264ページに決算の財源推移として資料を  
添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債ま  
で、主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させ  
ていただきますが、全体的に申し上げますと公的資金補償金免除借換債の発行による市債の  
増を初め、地方交付税、国庫支出金、財産収入などがそれぞれ増加しており、用地買収費  
や旧市民会館、福寿園解体などの普通建設単独事業費の減少による繰入金、諸収入の減、  
景気後退による市民税、地方消費税交付金の減のほか、道支出金、繰越金などが減少して  
おりますが、歳入総額では前年度と比較して1億4,218万6,697円の増となった  
ところでございます。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別についても4ページ、人件費から5ページ、  
普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説  
明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと繰上償還の実施による公債費の

増を初め、病院会計、後期高齢者医療会計への繰り出しによる繰出金の増のほか、扶助費、積立金などが増加しており、用地買収費など普通建設単独事業費の減、行政改革の実施などによる人件費の減のほか、物件費、補助費等貸付金などがそれぞれ減少しておりますが、歳出総額では前年度と比較して9,788万9,549円の増となったところでございます。なお、265ページに歳出性質別決算の推移について資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率につきましては、毎年度継続して恒常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの経常一般財源収入が経常的に支出しなければならない人件費、物件費、公債費等の義務的経常経費にどの程度充当できるかを示したものですが、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなります。

次の財政力指数でございますが、普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の過去3年間の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということになります。

次に、公債費比率でございますが、この率は標準財政規模から災害復旧費等として交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、その率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであります。20年度は、19年度と比較して1.8%減の21.3%となったところでございます。

また、起債制限比率でございますが、先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3年間の平均値であり、20年度は19年度と比較して0.4%減の16.5%となったところでございます。

以上、20年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから14ページには一般会計歳入歳出決算書、15ページから18ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、19ページから260ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算書事項別明細書、261ページには実質収支に関する調書、262ページから277ページには各表に基づく一般会計決算説明書、529ページから535ページには財産に関する調書を添付してございますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第11号、13号、14号、15号の4議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第11号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の278ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成20年度の財政運営は、後期高齢者医療制度の創設や医療制度改正により被保険者数の大幅な変動があり、財政健全化に対処することを基本として保険税率の改正を行い、運営したところであります。昨年引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,800万円の交付があったところであります。給付状況では、一般分の療養給付費で13億7,912万3,750円、高額療養費で1億7,713万7,749円、退職者の療養給付費で1億4,973万7,382円、高額療養費で2,046万9,382円となり、保険給付費は前年度に比べ1.3%の増となったところであります。なお、歳入総額24億8,922万3,373円に対し、歳出総額24億4,617万5,177円となり、差し引き4,304万8,196円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は3億9,712万1,718円で、前年度に比べ2億675万6,121円減収となっており、現年度分収入率は92.3%で、前年度に比べ2.7%の減となり、1世帯当たりの納税額は12万4,256円となったところであります。国庫支出金は6億790万956円で構成比24.4%、療養給付費交付金は1億9,782万4,083円で構成比7.9%、前期高齢者交付金は6億9,375万1,215円で構成比27.9%、一般会計繰入金は1億5,676万6,162円で、前年度に比べ3,517万9,650円の減で構成比は6.3%、その他、道支出金1億670万3,910円と諸収入等を加えた歳入総額は24億8,922万3,373円となり、前年度決算額と比較して3,726万695円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,067万2,383円で、歳出総額に対する構成比は2.1%、保険給付費は17億4,596万2,814円で、前年度に比べ2,511万3,696円の増、構成比71.4%、老人保健拠出金は6,941万7,989円で構成比2.8%、後期高齢者支援金等は2億443万1,284円で構成比8.4%、介護納付金は9,041万3,039円で構成比3.7%であります。その他、共同事業拠出金2億6,255万5,514円、保健事業費1,388万8,611円、諸支出金等を加えた歳出総額は24億4,617万5,177円となり、前年度決算額と比較して7,212万8,638円の減となったところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては279ページから355ページまでであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第13号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の399ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初

めに一般概要について申し上げます。平成20年度の老人医療事業は、後期高齢者医療制度の創設により平成20年3月診療分の老人医療給付に要する経費が主となり、歳出総額2億5,023万7,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し12億……失礼いたしました。123万220円減の2億4,900万6,780円で、歳入総額は2億4,385万6,379円となり、実質収支で515万401円の不足額が生じましたが、その内訳は支払基金医療費交付金38万7,964円、支払基金審査支払手数料交付金1万6,789円の交付と国庫医療費負担金495万4,922円及び道医療費負担金60万232円の交付不足によるものであります。したがって、差し引き不足額515万401円を翌年度繰り上げ充用により充用したものであります。なお、これらは翌年度においてそれぞれ精算の上、返還または交付されることとなるものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金1億1,856万8,000円で、歳入総額に対する構成比48.6%、国庫支出金8,524万2,321円で構成比35.0%、道支出金1,818万円で構成比7.4%、一般会計繰入金1,949万7,398円で構成比8.0%、その他、諸収入236万8,660円を加えた歳入総額は2億4,385万6,379円となり、前年度決算額と比較して2,246万7,000……失礼しました。22億4,678万1,561円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費70万2,576円で、歳出総額に対する構成比は0.3%、医療諸費2億3,322万2,883円で構成比93.7%、その他、公債費5,000円、諸支出金762万2,644円、前年度繰り上げ充用金745万3,677円を加えた歳出総額は2億4,900万6,780円となり、前年度決算額と比較して22億4,908万4,837円減となったところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては400ページから429ページまでであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第14号 平成20年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の430ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、一般概要について申し上げます。平成20年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、介護保険給付に要する経費として歳出総額14億3,128万6,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し4,718万7,075円減の13億8,409万8,925円で、歳入総額は14億852万1,051円となり、差引額は2,442万2,126円であります。その内訳は、国庫負担金772万5,206円、国庫補助金22万1,595円、道負担金644万8,760円、道補助金2万8,991円、支払基金交付金989万2,730円の過交付及び保険料の還付未済10万4,844円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものにつきましては、翌年度において返還、還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料2億1,024万9,884円で、歳入総額に対する構成比14.9%、国庫支出金は3億3,909万7,164円で構成比24.1%、道支出金は2億1,760万4,184円で構成比15.4%、支払基金交付金は4億2,233万7,170円で構成比30.0%、繰入金は一般会計分が1億8,561万9,590円、基金分が1,383万6,557円、合計1億9,945万6,147円で構成比14.2%、繰越金は1,052万7,512円で構成比0.7%、これに分担金及び負担金512万2,040円、財産収入12万6,950円、市債400万円を加え、歳入総額は14億852万1,051円となり、前年度決算額と比較して1億2,156万1,112円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,484万869円で、歳出総額に対する構成比は1.1%、保険給付費は12億9,795万1,268円で構成比93.8%、財政安定化基金拠出金は109万2,281円で構成比0.1%、地域支援事業費は4,084万1,513円で構成比2.9%、諸支出金は1,055万6,928円で構成比0.8%、これに基金積立金1,861万6,066円、公債費20万円を加え、歳出総額は13億8,409万8,925円となり、前年度決算額と比較して1億766万9,498円の増となったところであります。

なお、431ページから499ページまで歳入歳出決算関連調書を提出しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第15号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の500ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成20年度の後期高齢者医療に要する経費として、歳出総額4億3,927万3,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し202万2,429円減の4億3,725万571円の歳出総額となったところであります。これに対し、歳入総額は4億3,728万5,271円となり、差し引き3万4,700円を翌年度へ繰り越したところであります。なお、還付未済となった保険料19万9,400円については、後期高齢者医療広域連合の指示により翌年度において還付するものとなり、後期高齢者医療広域連合から還付未済分が返還されることとなるものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1億8,955万7,400円で、歳入総額に対する構成比43.4%、一般会計繰入金2億4,441万1,318円で構成比55.9%、諸収入63万5,200円で構成比0.1%、後期高齢者医療広域連合支出金49万7,353円で構成比0.1%、国庫支出金218万4,000円で構成比0.5%であり、歳入総額は4億3,728万5,271円となったところであります。

歳出につきましては、総務費415万2,470円で、歳出総額に対する構成比は0.

9%、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,271万9,371円で構成比99.0%、その他、保健事業費37万8,730円を加えた歳出総額は4億3,725万571円となったところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては501ページから528ページまでであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第12号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明いたします。

決算書の356ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要であります。平成20年度の公共下水道整備事業は污水管として焼山、北光地区、雨水管として石山川河川改修工事に伴い、空知太地区の整備を行ったところであります。これに伴い、平成20年度末現在の下水道普及率は92.6%、水洗化率は96.7%となり、下水道施設の効率的活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業につきましては、平成8年度から事業に着手し、生活環境の整備、改善と生活排水の適正な処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてきており、平成20年度末現在で122基設置したところであります。平成20年度の収支としましては、歳入総額12億9,351万2,615円に対し、歳出総額は12億9,283万1,049円となり、差し引き68万1,566円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金が1,097万7,490円で構成比0.9%、使用料及び手数料は4億1,411万1,680円で構成比32.0%、国庫支出金は2,000万円で構成比1.5%、繰入金は2億6,936万6,000円で構成比20.8%、諸収入は596万8,238円で構成比0.5%、市債は公的資金補償金免除借換債も含めまして5億7,220万円で構成比44.2%、前年度繰越金は88万9,207円で、歳入総額は12億9,351万2,615円となり、前年度と比べ1億8,786万1,866円の減となったところであります。

次に、歳出であります。下水道費は2億886万186円で構成比16.2%、個別排水処理事業費は953万7,991円で構成比0.7%、公債費は公的資金補償金免除繰上償還も含めまして10億7,442万7,482円で構成比83.1%、諸支出金は5,390円で、歳出総額は12億9,283万1,049円となり、前年度に比べ1億8,765万4,225円の減となったところであります。

以下、357ページから398ページまでは関連する調書でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第16号 平成20年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

病院事業会計決算書の23ページをごらんいただきたいと存じます。平成20年度は、平成18年度に行われた過去最大と言われる3.16%の診療報酬引き下げに続き0.82%の診療報酬引き下げが行われ、大変厳しい経営状況ではありますが、地域医療確保のため診療体制の充実、患者サービスの向上を図るとともに、医療環境施設の整備、拡充を実施しました。診療施設整備では、医療画像管理システム、多人数用透析液供給装置、生体情報モニターシステムなど60品目の医療機器等の取得及び更新を行い、急性期医療、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターとしての機能に対応すべく整備を図りました。また、診療体制では急性期入院医療における診断群分類包括評価に向けたシステムの整備を図るとともに、地域医療連携、派遣医療の拡充など地域中核医療施設としての役割を果たすための診療体制充実を図りながら、高質で安全な医療の提供と患者サービスに努めてまいりました。さらに、平成17年度から開始した病院改築事業では、平成22年度の開院に向け、建設工事が着工されたところであります。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は13万9,659人で、前年に比べ6,295人の減となり、外来患者数では25万5,672人で、前年に比べ1,796人の減となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は103億8,056万円で、前年より2億6,615万3,000円の減となり、収益的支出では105億1,719万2,000円で、前年より1億2,354万3,000円の減となり、収支差し引き1億3,663万2,000円の純損失となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は8億1,048万6,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債5億9,510万円、投資償還金768万3,000円、国庫補助金6,145万7,000円、道補助金245万円、一般会計出資金1億4,237万6,000円及び寄附金142万円です。資本的支出は16億3,523万7,000円で、内訳は改築事業費4億9,530万6,000円、資産購入費5億8,274万3,000円、住宅改築費4,825万7,000円、建設利息110万円、企業債償還金4億9,513万5,000円及び投資1,269万6,000円です。また、企業債未償還残高は21億1,815万9,000円となっております。

なお、24ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 奥山 昭君 (登壇) 地方自治法233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度の一般会計、各特別会計及び病院事業会計の決算並びに基金の運用状況の概要についてご報告申し上げ

ます。

決算審査は、提出された各会計の決算書、同事項別明細書、決算関係附属書類、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、各会計とも計数は正確に適切に処理されており、財産の管理事務も適正に行われているところを認めたとところであります。

一般会計は、歳入総額が110億9,700万……失礼。110億9,703万5,721円、歳出総額は108億4,714万7,903円で、差し引き2億4,988万7,818円の剰余金を計上する決算となっております。歳入の財源別構成比で見ますと、自主財源は38.3%、依存財源は61.7%であります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、歳入総額24億8,922万3,373円に対し、歳出総額は24億4,617万5,177円で、差し引き4,304万8,196円の剰余金を計上。

下水道事業特別会計は、歳入総額12億9,351万2,615円に対し、歳出総額は12億9,283万1,049円で、差し引き61万8,556円の剰余金を計上する決算となっております。

また、老人医療事業特別会計は、歳入総額2億4,385万6,379円に対し、歳出総額は2億4,900万6,780円で、差し引き515万401円の不足が生じ、翌年度繰り上げ充用金により充用しております。

介護保険特別会計は、歳入総額14億……失礼。14億852万1,051円に対し、歳出総額は13億8,409万8,925円で、差し引き2,442万2,126円の剰余金を計上しております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4億3,728万5,271円に対し、歳出総額は4億3,725万571円で、差し引き3万4,700円の剰余金を計上しております。

病院事業会計は、年間患者数が入院、外来ともに減少し、収益的収入103億8,055万9,588円に対し、収益的支出105億1,719万2,382円で、差し引き1億3,663万2,794円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には、今後とも健全な財政運営と効率的な行政の確保に努められることを望むとともに、病院事業会計には患者や住民に信頼される基幹病院であるためにもなお一層の経営努力を期待し、報告といたします。

○議長 北谷文夫君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第10号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) それでは、議案第10号、平成20年度一般会計決算について

て総括質疑をさせていただきます。歳入歳出にわたって6点ほどお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほどものご報告にもありましたように、最近5カ年間の歳入の推移を見ると、平成16年度を100とした場合には平成18年度は103.9%でありましたけれども、平成20年度は93.5%と大きく落ち込んでおります。また、自主財源は38.3%で前年度比4.2ポイント大きく低下しておりますが、それらの要因についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

次に、市税について伺います。市税全体では0.7%の落ち込みでありますけれども、中でも法人市民税が6.9%、約1,480万円と大きく落ち込んでおります。その要因は何なのかをまずお伺いします。また、収入率は92.2%で、収入未済額は1億5,600万円を超えておりますが、その原因と収納対策について伺いたいと思います。

さらに、土木使用料の収入未済額が増加傾向にあります。その主な要因と未済額解消への取り組みについて、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

4点目に、不納欠損について伺います。特に前年度比で大幅に増になっているのは、市民税の20.3%、軽自動車税の153.7%、特別土地保有税は……全部でありますけれども、などですが、それらの要因についてまずお伺いいたします。全体で見ると、約3,300万もの不納欠損が生じておりますが、非常に大きい金額でありますので、これらの対策についてお伺いしたいというふうに思います。

歳出については、民生費の不用額が前年比45.7%と大きく増加をしております。その主な要因は何なのかお伺いします。

2つ目には、特別会計の繰出金についてお伺いいたします。平成20年度から後期高齢者医療制度が国民の強い反対の声を無視して導入されました。平成19年度の老人医療会計繰出金は約2億100万でありましたけれども、平成20年度を見ると老人医療会計繰出金約2,000万円と後期高齢者医療会計繰出金は2億4,500万円、合わせて2億6,500万円と6,000万以上が増加をしております。後期高齢者医療制度の導入によって、この繰出金が大幅に増額、増加した要因は何なのかお伺いして質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の1回目の総括質疑に対する答弁は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

土田政己議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、歳入のほうからご答弁を申し上げていきたいと思えます。

まず、歳入の推移につきましてでございます。平成16年度の歳入決算書、決算額を100%とした場合の平成18年度と20年度の増減の要因についてであります。平成18年度から16年度と比べ3.9%増加しているその主な要因につきましては、地域交流センター、自由通路、市営住宅など駅東部開発等に係る国庫支出金3億2,347万1,000円の増及び駅東部開発に係る市債8億4,670万円の増、それから減税補てん債借換債3億1,400万円、臨時財政対策債1億1,320万円の減など、市債で2億4,540万円の増などにより増加したものであります。また、20年度が16年度と比べ6.5%減少している主な要因につきましては、地方交付税が普通交付税の増による1億4,072万3,000円の増、財産収入が土地売払収入の増などにより4億15万円の増となっておりますが、基金繰入金4億610万2,000円の減、それから市債で4億5,890万円の減少などにより減少したものであります。

続きまして、自主財源比率が前年度比4.2ポイントと大幅に低下の要因についてでございます。自主財源比率につきましては、平成20年度は38.3%、平成19年度は42.5%、平成18年度は34.6%と各年度において変動が生じているものであります。平成20年度と19年度の比較におきまして特徴的なものにつきましては、自主財源では財産収入が土地売払収入の増などにより3億138万4,000円の増となっておりますが、繰入金が財政調整基金の4億5,360万5,000円の減などにより5億8,648万1,000円の減となるなど、全体で3億9,792万7,000円の減となったところでございます。一方、依存財源では、地方交付税が都市と地方の格差是正を図るために創設された地方再生対策債として5,653万3,000円が算定されたほか、公債費分の伸びなどにより1億5,182万8,000円の増、国庫支出金が生計保護費負担金の増などにより1億502万2,000円の増、市債が公的資金補償金免除借換債などにより3億3,940万円の増となるなど、全体で5億4,011万3,000円の増となったところでございます。本来は、市税がふえ、自主財源比率が上昇することが財政運営上望ましいものであります。平成20年度における自主財源比率の減少は地方交付税の増などに加え、行政改革による歳出の削減に取り組んだことなどにより財政調整基金を繰り入れる必要がなくなったことなどが要因であり、このことから安定した財政運営であったと考えているところであります。

続きまして、市税の落ち込みの要因及び収入未済額に対する原因と対策についてご答弁を申し上げます。市税の決算状況では、全体で0.7%の落ち込んだ中で特に法人市民税の減収が6.9%、約1,480万円と高額となっておりますが、これは電力産業及び金融機関において納税額が前年に比べ大きく落ち込んだことが影響し、リサイクル関連事業

の業績向上もありましたが、全体として減収となったものであります。また、収入未済額が1億5,600万円となっておりますが、前年度の1億660万円から1,000万円ほど減少しているところであります。平成20年度においては22億4,000万円を賦課し、収納率が97.9%で4,800万円が未納額として翌年度に繰り越されました。収入未済額は、昨年以前も毎年度収入未済額として翌年度に繰り越されているものが積み重なり、滞納繰り越し分として納税が一部されるものの、平成20年度末では1億5,600万円となっております。翌年度に繰り越された税金は、当該年分と比べ収納される割合が低くなり、どうしても収入未済額として残っているのが現状であります。収納対策としましては、当該年度課税分を翌年度に繰り越すことがないように未納額の解消対策を進めることが必要であります。この対策につきましては、電話連絡、臨戸訪問、夜間納税相談窓口の開設、市外転出者に対する管外徴収及び北海道との共同催告等を実施してきておりますし、いわゆる税をきちんと納めている方とそうでない方の不公平さを絶対許さないという強い方針のもとに給料、預貯金等の財産調査を行いまして、担税力がありながら約束に応じない方については差し押さえを実施しているところであります。なお、昨年度の国保税を除く市税に対する差し押さえ実績は87件、270万7,000円となっております。

続きまして、不納欠損についてでございます。市税の平成20年度の不納欠損額は、市民税で1,207万820円、固定資産税1,761万7,932円、軽自動車税38万6,160円、都市計画税187万650円、特別土地保有税88万4,800円で合計3,283万362円となっております。昨年が5,323万2,200円でありましたので、全体で約2,040万円減少しております。欠損の理由による内訳は、消滅時効による欠損は274件、2,990万1,424円、執行停止による欠損は4件、17万9,647円、即時欠損は11件、274万9,291円となっております。昨年と比べての増減要因として、昨年は固定資産税、都市計画税について、法人の倒産などによる欠損が約3,400万円あったものが今年度は法人による欠損が減少しております。そのほかについては昨年同様、地方税法第18条に基づき消滅時効の対象となる平成15年以前の滞納の約4,300万円を対象として、一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものを除き、主に地方税法第15条の7、執行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてきたところであります。具体的には、納税に対し誠意があり、近年納期内納付を守り、消滅時効分以外の滞納税がないもの、納税意思を示し、少額納付を続けている生活困窮者、財産差し押さえ交付要求等の滞納処分により消滅時効分以外の滞納がなくなったもの、近年課税がないもので文書が返戻されるなど実態調査を経た中で居所不明となっているもの、納税義務者本人が死亡し、納税継承者が不在、不明なもの、廃業により実態がなくなり、財産もないことが明らかである法人を欠損該当者といたしました。その結果、欠損額が289件、3,283万364円となったところであります。税法の定めにより整

理した結果として、前年からふえた税目がありますが、特徴としては法人の倒産、廃業による欠損が法人市民税と特別土地保有税で増加しており、特に特別土地保有税は平成15年度に新たに、新たな課税が停止されておりますので、それ以前において賦課された税であり、納税義務のあった法人が倒産に伴い欠損するもので、今回の欠損により平成21年度から税目がなくなる、なくなったところであります。また、個人の市民税については、個人事業主の廃業に伴う生活困窮による欠損がふえてきているところであります。

次に、不納欠損を減らす対策として、当該年度課税同様に未納対策を行うことが欠損額を減らす取り組みとなりますが、生活困窮している者、居所不明者や倒産などにより財産がない者など、どうしても払えない方がいるのも事実であります。地方税法の定めにより適切に欠損処分することも必要でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、歳出でございます。特別会計繰出金について、ご答弁を申し上げます。平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の方が従来の老人医療会計から移行いたしました。平成19年度の老人医療会計繰出金決算額2億144万7,000円と平成20年度の老人医療会計繰出金及び後期高齢者医療会計繰出金を合わせた決算額2億6,390万9,000円を単純に比較いたしますと6,246万2,000円が増額となっております。さらに、75歳以上が後期高齢者医療会計に移行したことに伴い、国保会計へ繰り出していた保険料軽減分に係る保険基盤安定分の繰出金のうち、決算額の比較では2,753万円減額となっており、これを加味した3,493万2,000円が後期高齢者医療特別会計が創設されたことによる実質の増額分とみなすことができます。この増額の要因といたしましては、医療費自体が増額となったことによる医療費分の繰出金が1,307万7,000円ふえたこと、また老人医療会計繰出金にありませんでした保険基盤安定分の繰出金が4,508万5,000円増額となったうち、先ほど説明いたしました国保会計繰出金の保険基盤安定分2,753万円が減額となった分を差し引いた1,755万5,000円が75歳以上の国保以外の保険基盤安定分として新たに後期高齢者医療会計繰出金が増加した額とみなすこととなりますので、これらが一般会計繰出金の増額の主な要因でございます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 市営住宅家賃の収入未済額増加傾向の要因とその未済額解消への取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。

市営住宅使用料の徴収事務につきましては、負担の公平性の確保と市営住宅事業の適正な運営を図る上で重要であり、鋭意取り組んでいるところでありますが、近年の経済情勢から失業、賃金の引き下げや離婚などに起因する生活困窮者が増加しており、家賃の支払いが滞るものが後を絶たない状況が続いております。また、滞納者の中には居所不明者や生活保護受給に至った者など徴収が困難なケースが多く踏まれていることなどから、平成19年度決算と比較して滞納繰越額が46万円増加したところであります。住宅使用料の

徴収に当たっては、各団地別に担当職員を配置し、滞納者の状況の把握に努めながら、それぞれの状況に応じた納付計画の作成を指導し、その履行を求めて粘り強く接触を図っております。また、新たな滞納者の発生を防止する上からもすべての入居者について適時納付状況を確認し、滞納発生の早期発見に努めているところであります。今後においては、これまでの収納対策に加え、特に滞納額の多い滞納者については訴訟も視野に徴収強化を図っていくこととしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から、民生費の不用額が前年比45.7%と増加した要因についてのご質問についてご答弁申し上げます。

不用額は、最終的な予算現額と支出した経費との差額であります。民生費全体の平成20年度の不用額は4,345万2,236円であり、平成19年度2,982万4,988円と比べると45.7%の増となったところであります。民生費は、施設入所、通所などに対する給付費や各種の医療扶助など扶助費が多いことから、その最終的な予算見込みにおいても扶助費の性格上、決められた経費であり、確実な支出が必要であることから医療費等の各月の経費は大きな変動もあり、正確には見込みづらいところではあります。直近の実績をもとに予算不足により支払いができなくなるような確実な予算を見込んでおります。平成20年度においては、精神障害者に対する給付や重度障害者、乳幼児医療扶助が200万円を超える不用額となっておりますが、特に生活保護費の不用額が2,469万7,000円と多い金額であります。平成20年度の生活保護費については、医療扶助が人員の増や入院による手術が多かったこともあり、当初予算から大幅にふえる状況から1億円を超える予算を補正させていただきましたが、最終的には1月以降の医療扶助費が12月までの実績ほどなかったことなどから決算として不用額が発生したところであります。今後においても生活保護費における現状の分析や動向などを見きわめ、予算の計上に当たっては不用額の縮減に努めてまいります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 詳しいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。細目は委員会もありますので、何点かだけちょっとお伺いしますけれども、1つは法人税、法人市民税なのですが、電力や金融関係ということがございましたけれども、具体的に言うとうちで言えば北電さん、あるいは銀行さんだというふうに思いますけれども、その落ち込んだ要因が今の経済状況によるものなのか、そのあたりどのように把握されているのかちょっと中身をお伺いしたいというふうに思っております。

それから、それぞれの未済額の解消について、大変職員の皆さん努力されて苦勞をされていると思うのですが、先ほどご答弁ありましたようにやはり今のこの経済状況あるいは雇用、失業問題など、さまざまな問題を抱えて大変な状況になっております。そこで、これを私たちも差し押さえなんかをやって、何でもいから取れというのではないの

です。やはり市民の生活を第一に考えながら、同時に答弁ありましたように納税している方との不公平をなくしていくという大事な点でありますから、完全に100%なくなるということはないわけでありませけれども、やはりその点で今までも大変ご努力されておりますけれども、一層努力をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思っております。

それから、今特別会計繰出金についてのご答弁もありましたけれども、これは後期高齢者医療制度の問題でこういう事態になったわけですがけれども、きょう発足する新政権では3党合意も含めてこの後期高齢者医療制度の廃止というのが明確に打ち出されておりました、私どももそれらは大変よいことだというふうに思っております。これは、これまでも申し上げてきましたように75歳以上のお年寄りを差別して、差別医療をするということで、その結果、結局制度の上でも大変職員の皆さんも苦勞されて、制度変更の面でご苦勞をされたというふうに思っておりますけれども、やはりこの差別医療をなくして、特にお年寄りの方もみんなが安心して病院にかかれる、医療を受けられる、そういう制度にぜひ変えていく必要があるというふうに考えておりますので、今回この20年度の決算には、私もここでどうしてこんなにふえるのかなと。今までと同じ人がただ年齢が……されることだけで6,000万も繰出金がふえていくというのがありましたものですからお伺いしましたら、やはりこの後期高齢者の基盤整備という点でかなりの金額が繰り出されているということがわかりました。今後これらの問題についても一層議論を進めていきたいというふうに思っております。

それから、不納欠損についてですけれども、これも総務部長からその解消のためのご努力についてお話もございました。確かに昨年度から見ると、全体では大きく減少をしている点では大変よいことなのですけれども、ただ私もお伺いしましたように、市民税については先ほどの答弁にありましたように今の景気対策とかがあるのですけれども、この軽自動車税が大きく153.7%もふえたというのがどうしてなのかなというのがよくわからないのです。これも行政改革のときに軽自動車税の引き上げについて、私ども賛成しなかったことがあるのですけれども、そういうことが影響しているのか、どういう理由なのか、もしその辺のもしことがつかんでおられましたらお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 まず、一番最初の電力産業及び金融企業、これの納税額が落ち込んだ主な理由でございますけれども、余り明確ではないのですけれども、原油、北電の場合については原油高と経済状況の悪化というふうに聞いてございますし、銀行については一般と同じように景気悪化というふうに聞いてございます。

それから、差し押さえの関係で、これはご答弁は要らないということなのですけれども、

これは我々が差し押さえしているのは、本当に納める能力がなくて困っている方については一切やってごさいません。担税力があるのにどうしても分納にも応じない人については、やむを得ずやっているということで、差し押さえは最後の手段でありまして、それをある程度払える人にやってしまうと一切その後払わなくなります。ですから、砂川市が差し押さえする場合は、もうこれが最後で全部やるのだという覚悟がないと、なかなか一般の方については少しでも分納をしていただいて長く納めてもらうという方針でいますので、むやみやたらと本当に困っている方に差し押さえをしているわけではごさいません。

続きまして、軽自動車の関係でごさいます。これあえて中身言わなかったのですけれども、額にしたら38万円ぐらいでしたか。市民税と同じように、やはり経済状況の悪化によって市税も納められないけれども、軽自動車も納められないというような人が正直言うとふえてきているということで、税率の部分はそんなに大きく影響しているものではごさいません。

私のほうからは以上でごさいます。

○土田政己議員 ありがとうございます。

○議長 北谷文夫君 他にごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。

質疑ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。

質疑ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号の総括質疑に入ります。

質疑ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の総括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております7議案は、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号 平成20年度砂川市健全化判断比率の報告について  
○議長 北谷文夫君 日程第6、報告第1号 平成20年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 報告第1号 平成20年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成20年度の各健全化判断比率は、①、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は23.0%であります。前年度は23.9%でありましたので、0.9%低下しているところであります。④、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は148.5%であります。前年度は172.1%でありましたので、23.6%低下しております。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号 平成20年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告  
について

○議長 北谷文夫君 日程第7、報告第2号 平成20年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 報告第2号 平成20年度砂川市下水道事業の資金不足比率について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

資金不足比率は、歳入歳出による資金不足額を事業規模で除して算定するものであり、この率が20%以上のときは経営健全化計画の策定及び外部監査の義務づけなどの措置が講じられることとなりますが、平成20年度砂川市下水道事業特別会計決算において剰余額68万1,000円と算定されることから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第3号 平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に  
ついて

○議長 北谷文夫君 日程第8、報告第3号 平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 報告第3号 平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成20年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成20年度病院事業会計の決算では、流動資産40億9,318万1,000円、流動負債3億3,246万9,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率数値ではないことをご報告いたします。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第9、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 道路の整備に関する意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第10、意見案第1号 道路の整備に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。  
これより意見案第1号の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、意見案第1号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これにて日程のすべてを終了しました。  
平成21年第3回砂川市議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月16日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員